

# 一般競争入札による市有地売却について

長野市管財課 財産運用担当  
 TEL 026-224-5016 (直通)  
 FAX 026-224-5107  
 E-mail : kanzai@city.nagano.lg.jp

一般競争入札に参加しようとする方（以下「入札参加者」という。）は、本入札案内書「一般競争入札による市有地売却について」をよくご覧いただき、物件資料や現地をご確認の上、入札参加申し込みをしてください。

## 一般競争入札とは

市があらかじめ決めた最低入札価格以上で、最も高い価格をつけた方に売却する方法です。最低入札価格を公表していますので、最低入札価格以上の金額で入札をお願いします。（※最低入札価格に満たない場合は無効な入札となります。）

入札に参加する際には、事前に入札保証金（最低入札価格の100分の5以上）を納付していただきます。入札保証金については、市による入札参加決定後、「入札参加書」とともに「入札保証金納付書」を送付しますので、そちらの納付書で納めていただきます。

なお、落札できなかった場合、入札保証金はお返しします。

## 1 入札物件

物件番号	不動産の種類	所在地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	最低入札価格(円)	入札保証金(円)
1	土地	長野市松代町東条字東屋地2382番1、字中屋地2480番2	宅地	4481.59	22,000,000	1,100,000
2	土地 建物	長野市戸隠豊岡字銚子口10381番12 (建物) 木造垂鉛メッキ鋼板葺2階建 179.85m <sup>2</sup>	原野	690	659,300	33,000

※物件の詳細はホームページ上の **物件資料** をご覧ください。

※入札保証金は最低入札価格の100分の5以上の金額です。

## 2 用途制限

落札者は物件を次の用途に供してはなりません。

- (1) 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び第2条第6号に規定する暴力団員の用途
- (3) 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和に支障を及ぼす用途
- (4) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

### 3 入札参加申込受付

- (1) 期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月15日（月）まで  
（土・日曜日及び祝休日を除く。）
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 場所 長野市管財課（長野市役所 第二庁舎4階）

### 4 入札の参加資格

入札参加申し込みは、個人、法人を問いません（2人以上の連名での申し込みも可能です。）。ただし、次に該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者（成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者）
- (2) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後、3年を経過していない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 本市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
  - ウ 落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により本市が実施する監督又は検査にあたり職員職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者
  - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過していない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した者
- (3) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者
  - ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (4) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (5) この売却に係る市有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (6) その他市長が入札に参加させることが不相当と認める者

又、落札者以外の方とは売買契約を締結しません。

### 5 入札参加申込方法

入札参加者は、「一般競争入札参加申込書（兼競争入札参加資格審査申請書）」及び「誓約書」（いずれも長野市管財課で配布する様式又は長野市公有財産売却のホームページに掲載の様式によること）に必要事項を記入の上、次の添付書類をご用意いただき、申込の際、ご持参ください。ホームページアドレス <https://www.city.nagano.nagano.jp/menu/8/4/4/index.html>

#### (1) 個人が入札参加する場合の添付書類（全て発行から1か月以内のもの）

- ア 申込者の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの）
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 身分証明書
- エ 登記されていないことの証明書
- オ 代理人が申し込みをする場合は、委任状（P13 記載例参照）が必要です。

### ※身分証明書

身分証明書とは禁治産・準禁治産の宣告通知、貢献登記の通知、破産宣告・破産手続きの開始決定の通知を受けていないことを証明する書類です。

本籍地の市区町村で発行しています。

長野市に本籍のある方は、長野市役所 市民窓口課（TEL026-224-7238）へお問い合わせいただくか、長野市ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.city.nagano.nagano.jp/>

※長野市ホームページ トップページ右上の「MENU」>「くらし・手続き」>「届出・証明」>「住民票・戸籍の証明書」>「身分証明書・独身証明書の請求について」を参照ください。

### ※登記されていないことの証明書

成年被後见人、被保佐人及び被補助人でない者を証明する書類です。

各都道府県法務局の本局（支局等は不可）で発行しています。

申請書の証明事項欄のチェック欄は「成年被後见人、被保佐人、被補助人とする記録がない（後見・保佐・補助人を受けていないことの証明が必要な方）」欄です。

詳しくは長野地方法務局ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/static/kouken02.htm>

## (2) 法人が入札参加する場合の添付書類（全て発行から1か月以内のもの）

ア 印鑑証明書

イ 現在事項全部証明書

ウ 代理人が申し込みをする場合は、委任状（P13 記載例参照）が必要です。

※申請書類に不備があるときは受け付けができません。ご不明な点がございましたら、管財課へ連絡願います。

## 6 入札の日時、場所

(1) 入札日 令和8年7月17日（金）

(2) 場所 市役所会議室291（第二庁舎9階）

(3) 入札時刻

物件番号	所在地番	受付時間	入札開始
1	長野市松代町東条字東屋地2382番1、字中屋地2480番2	午後1時15分から 午後1時30分まで	午後1時30分から
2	長野市戸隠豊岡字銚子口10381番12 （建物） 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建179.85㎡	午後2時45分から 午後3時00分まで	午後3時00分から

## 7 お持ちいただく書類等

入札日当日は、次の書類等を必ずお持ちください。

(1) 入札参加書

(2) 入札保証金の領収証書（写しでも可）

(3) 委任状（P13 記載例参照）

入札参加申込書に記載の入札者以外の方（代理人）が入札に参加する場合は、入札者本人からの委任状が必要です。（ただし、入札参加申込時に委任状を提出した場合は不要）

(4) 入札書（P14～P15 記載例参照）

(5) 入札者の実印（入札者本人が入札に参加する場合。法人の場合は代表者印。代理人が入札に参加する場合は不要）

(6) 代理人の認印（委任状に押印した印と同じもの。スタンプ印は不可）

※(1)、(2)は申し込み後、長野市から発送する書類です。

- ※(3)、(4)の様式はホームページから印刷できます。  
※(5)、(6)は事前に入札書へ押印してある場合は不要です。

## 8 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として「1 入札物件」の表中、入札保証金の欄に記載された金額（最低入札価格の100分の5以上の金額）を、事前に市が発行した納付書により金融機関で納付してください。（手数料はかかりません。）

## 9 入札保証金の還付

落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しませんが、落札者以外の入札参加者の入札保証金は、入札終了後に還付するものとし、その方法は次のとおりとします。

市が発行した納付書により金融機関で納付された場合は、入札終了後にお渡しする還付請求書に基づき入札参加者の指定する金融機関の口座へ振り込む方法により還付します。この場合、事務の手続き上指定口座への振り込みまで一定の日数を要しますので予めご了承ください。

なお、入札保証金を納付した日からその返還を受けるまでの期間の利息について、入札参加者はその支払いを請求することができません。

## 10 入札の条件

入札参加者は、ひとつの物件について重複して入札できません。

2人以上の共有による入札もできますが、共有の場合でもひとつの物件については重複して入札できません。

## 11 最低入札価格

最低入札価格以上で入札に参加できます。入札価格の参考としてください。

（「1 入札物件」参照）

## 12 入札

入札参加者は、入札日当日の受付時間内に受け付けを済ませてください。

- (1) 入札参加者本人が入札する場合の入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者名）を記入の上、実印（法人の場合は代表者印）を押印してください。（P14 記載例参照）
- (2) 代理人が入札する場合の入札書には、入札者の住所、氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者名）を記入（押印は要りません）するとともに、代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の認印を押印してください。（P15 記載例参照）
- (3) 入札書の金額は算用数字で記入してください。又、記入した金額は訂正できません。
- (4) 入札書は、所定の入札箱に裏返して投入してください。又、代理人が入札する場合は委任状も一緒に投入してください。（ただし、入札参加申込時に委任状を提出した場合は不要）
- (5) 一旦提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## 13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 同一人が2通以上の入札をした入札
- (3) 不正行為により行った入札
- (4) 入札金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は記載された文字が不明な入札
- (5) 郵送による入札
- (6) 最低入札価格に満たない金額で行った入札
- (7) 上記に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 14 開札

開札は、入札終了後直ちに、入札参加者立ち会いにより行います。入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、市が指定した者を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

- (1) 落札者がある場合は、開札終了後直ちにその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、入札参加者へお知らせします。
- (2) 開札結果について情報公開請求がされた場合は、長野市情報公開条例第7条第2号及び第3号により、入札者及び落札者の氏名、社名は非公開となります。

## 15 落札者の決定

落札者は、市の最低入札価格以上の最高価格を入札した方とします。ただし、落札者となる同額の入札した方が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、同額の入札をした方は、くじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない方があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

## 16 契約保証金

落札者は、売買代金（落札した金額）の100分の10以上の金額を、契約保証金として契約締結時（落札決定の日の翌日から起算して7日以内）までに市が発行する納付書により納付していただきます。この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

又、契約保証金は、売買代金から契約保証金を除いた額（以下「売買代金残金」という。）の納付後に、売買代金へ充当することができます。

これらの場合、「入札保証金の契約保証金への充当申出書」「契約保証金の売買代金への充当申出書」の提出が必要となります。

## 17 契約の締結

- (1) 契約は契約書（P16～P23参照）を作成し、市、落札者双方が記名・押印したときに成立します。
- (2) 落札者以外の方とは契約を締結しません。
- (3) 契約締結に伴う印紙税（「21 落札後必要となる諸経費」参照）は、落札者の負担となります。
- (4) 指定期間内（落札決定日の翌日から1週間以内）に契約を締結しなかった場合は、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属し、返還されません。

## 18 売買代金の納付

- (1) 売買代金残金は、市が発行する納付書により納期限日（売買契約締結日の1か月後）までに納付していただきます。
- (2) 売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

## 19 所有権の移転

- (1) 売買代金の完納を確認した後、市が所有権移転登記を行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税（「21 落札後必要となる諸経費」参照）は落札者の負担となります。

## 20 入札の中止等

入札は、市の都合により延期又は中止することがあります。

## 21 落札後必要となる諸経費について

- (1) 登録免許税  
登録免許税法に定められており、所有権移転登記の際に必要な経費です。  
※税率：本則の20/1000（2.0%）。ただし土地の売買による所有権移転登記は、令和11年3月31日までは15/1000（1.5%）の特例。（特例は法務局に確認してください。）

(2) 印紙税

印紙税法により下表のとおり定められています。（特例については税務署に確認してください。）

売買代金（契約金額）	印紙税額（収入印紙代）※軽減後
50万円 を超え 100万円 以下	500円
100万円 を超え 500万円 以下	1,000円
500万円 を超え 1,000万円 以下	5,000円
1,000万円 を超え 5,000万円 以下	10,000円
5,000万円 を超え 1億円 以下	30,000円

※上記の印紙税額は令和6年4月1日から令和9年3月31日までに契約書を作成した場合に適用。登録免許税・印紙税について、詳しくは国税庁ホームページ タックスアンサーをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

国税庁ホームページ「TOP」>「税について調べる」>「タックスアンサー（よくある税の質問）」

## 22 公租公課について

所有権移転後、固定資産税・都市計画税（市税）及び不動産取得税（県税）が課税されます。

(1) 固定資産税・都市計画税について、詳しくは長野市財政部資産税課（TEL026-224-5018）へお問い合わせいただくか、長野市ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.city.nagano.nagano.jp/>

※長野市ホームページ トップページ右上の「MENU」>「暮らし・手続き」>「税金」>「固定資産税・都市計画税」を参照ください。

(2) 不動産取得税について、詳しくは総合県税事務所（TEL026-234-9505）へお問い合わせいただくか、長野県ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/fudosan/index.html>

## 23 個人情報の取扱い

入札参加申込みの際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に係わる事務に利用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

## 24 その他

本注意事項に定めるもののほか、長野市契約規則の定めるところにより処理します。

市が行う一般競争入札では、売買代金の納付確認後、所有権移転登記の手続を行います。このため、一般的な売買では同日となる所有権移転日と抵当権の設定日を同日とすることが出来ません。資金の調達に当たって、金融機関等から融資を受けられる場合は、取引先の金融機関等の担当者に融資条件と合致するか十分確認してください。

## ～ 入札申込から所有権移転までの流れ ～

### 【1. 申込受付】

○期 間：令和8年6月1日(月)から令和8年6月15日(月)まで

(土・日曜日及び祝休日を除く。)

○場 所：長野市管財課(第二庁舎4階) ※午前8時30分 から 午後5時15分 まで

### 【2. 現地見学会】

ご連絡がありましたら日程を調整の上、開催いたします。見学されなくても入札には参加できますが、この場合、物件を確認したものとみなします。

### 【3. 入札参加書 及び 入札保証金納入通知書(納付書)の交付】

令和8年7月8日(水)頃発送予定

※入札参加の可否は入札応募者全員に郵送にて通知します。

### 【4. 入札日時等】

○日 時：令和8年7月17日(金)

物件番号1 受 付：午後1時15分から30分まで (入札開始：午後1時30分から)

物件番号2 受 付：午後2時45分から3時まで (入札開始：午後3時00分から)

○場 所：市役所会議室 291 (第二庁舎9階)

※入札当日までに納付書で入札保証金を納付 (最低入札価格の100分の5以上の金額)

※落札者以外は還付手続き

### 【5. 契約保証金納入通知書(納付書)の交付及び納付】

・ 売買代金の100分の10以上の金額 (入札保証金を充当する場合は差額分) を納付

例) 売買 (落札) 代金：300万円、契約保証金：30万円、入札保証金：10万円

納付いただく金額：20万円 (契約保証金：30万円 - 入札保証金：10万円)

・ 契約締結時まで (落札日の翌日から起算して7日以内) に納付してください。

### 【6. 契約の締結(契約書の作成)】

落札日の翌日から起算して7日以内に契約を締結します。

### 【7. 売買代金納入通知書(納付書)の交付及び納付】

・ 売買代金の残りの金額 (契約保証金を充当する場合は差額分) を納付

例) 売買 (落札) 代金：300万円、契約保証金：30万円

納付いただく金額：270万円 (売買代金：300万円 - 契約保証金：30万円)

・ 契約締結日 (契約保証金の納入日) から 1ヵ月以内にお支払いください。

### 【8. 所有権の移転等】

・ 売買代金の金額納付が完了後、市が所有権移転登記を行います。

・ 所有権移転完了後 (概ね2～3週間後)、引渡しを行います。

## ～入札当日の流れ～

○日 時:令和8年7月17日(金)

○会 場:市役所会議室 291(第二庁舎9階 )

### 【1. 受付】

受付時間 :  午後 1 時15分から 30分まで

午後 2 時45分から 3時まで

提出書類 : 入札参加書、入札保証金領収証書

### 【2. 入札】

開始時間 :  午後 1 時30分から

午後 3 時00分から

担当より物件概要 及び 入札の注意事項等の説明

### 【3. 入札書の記入及び入札箱への投入】

代理人の場合、委任状も一緒に入札箱へ投入

### 【4. 開札】

### 【5. 落札】

最低入札価格(※)以上の入札者の中で最高金額の方を落札者とします。

## 落札者

#### 【6-1.入札終了】

入札終了後、契約手続きや今後の日程等  
打合せ

## 落札できなかった方

#### 【6-2.入札終了】

入札終了後、入札保証金の還付等の説明

※最低入札価格:あらかじめ長野市が決めた価格。最低入札価格以上でないと落札できません。

申込書記載例 1

一般競争入札参加申込書  
(兼競争入札参加資格審査申請書)

入札日を記入してください。

令和 年 月 日に行われる次の市有財産売却の一般競争入札に参加したいので申し込みます。

物件番号、所在地番、地目、面積について確認してください。

・物件の表示

物件番号	所在地番	地目	面積 (㎡)

・入札保証金の処置

別紙入札書に記載した金額で私が落札したときは、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に売買契約を締結します。違約した場合は入札保証金が市に帰属しても異議ありません。

記入日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

(宛先) 長野市長

入札者が個人の場合は、住民票に記載されている住所、氏名を記入し実印を押印してください。法人の場合は、法人登記簿謄本に記載されている所在地、名称及び代表者を記入し代表者印を押印してください。  
※フリガナは忘れずに記入をしてください。

入 札 者

住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
フリガナ ナガノ タロウ  
氏名又は名称 長野 太郎  
及び代表者名  
連 絡 先 026 ( 224 ) 5016

実印

代 理 人

住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
フリガナ ナガノ ハナコ  
氏 名 長野 花子  
連 絡 先 026 ( 224 ) 5016

代理人印

代理人が入札する場合は、入札者欄への記入のほか、代理人欄へも記入し認印を押印してください。(委任状に押印したものと同一もの)

スタンプ印不可

(共同買受による入札の場合)

私は、上記入札者欄のものを代表者に選任し入札に関する一切の権限を委任します。

共同買受者

住 所  
フリガナ  
氏 名  
連 絡 先 ( )

実印

## 申込書記載例 2

(共同買受の場合)

### 一般競争入札参加申込書

(兼競争入札参加資格審査申請書)

入札日を記入してください。

令和 年 月 日に行われる次の市有財産売却の一般競争入札に参加したいので申し込みます。

物件番号、所在地番、地目、面積について確認してください。

・物件の表示

物件番号	所在地番	地目	面積 (㎡)

・入札保証金の処置

別紙入札書に記載した金額で私が落札したときは、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に売買契約を締結します。違約した場合は入札保証金が市に帰属しても異議ありません。

記入日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

(宛先) 長野市長

入札者が個人の場合は、住民票に記載されている住所、氏名を記入し実印を押印してください。法人の場合は、法人登記簿謄本に記載されている所在地、名称及び代表者を記入し代表者印を押印してください。  
※フリガナは忘れずに記入をしてください。

入 札 者

住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
フリガナ ナガノ タロウ  
氏名又は名称 長野 太郎  
及び代表者名  
連絡先 026 ( 224 ) 5016

実印

代 理 人

住 所  
フリガナ  
氏 名  
連絡先 ( ) 印

(共同買受による入札の場合)

私は、上記入札者欄のものを代表者に選任し入札に関する一切の権限を委任します。

共同買受者

共同買受により入札する場合は、共同買受者欄へ記入し実印を押印してください。

住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
フリガナ ナガノ ハナコ  
氏 名 長野 花子  
連絡先 026 ( 224 ) 5016

実印

## 記載例

## 誓約書

※誓約書は両面印刷して下さい

記入日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

(宛先) 長野市長

住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地

(所在地)

氏 名 長野 太郎

(商号名称及び代表者氏名)

実印

長野市が実施する市有財産売却にかかる一般競争入札への参加申込み及び随意契約の応募にあたり、次の事項を誓約します

## 記

- (1) 現在、地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項の規定に該当していません。
- (2) 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号までの規定に該当したことはありません。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではありません。  
また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していません。
- (4) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではありません。
- (5) 暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとするものではありません。
- (6) 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃借いたしません。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属していません。
- (8) 契約条件及び売払案内書等すべて承知の上、申請しますので後日これらの事柄について長野市に対し一切の異議、苦情を申し立ていたしません。
- (9) 当方の提出した書類から確認できる個人情報を貴職が長野中央警察署又は長野南警察署に提供することに同意します。
- (10) 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が長野中央警察署又は長野南警察署に提供することに同意します。

## ＜関係法令＞

○地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）より抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

## 2 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

## 6 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

○長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）より抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の異議は、当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号及び第5号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他市の事務又は事業（以下この条において「市の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものとして市長が別に定める者（以下この条において「暴力団関係者」という。）を市が実施する入札に参加させないことその他必要な措置を講ずるものとする。

**記載例**

**委任状**

(宛先) 長野市長

入札者が個人の場合は、住民票に記載されている住所、氏名を記入し実印を押印してください。法人の場合は、法人登記簿謄本に記載されている所在地、名称及び代表者を記入し代表者印を押印してください。

委任者（入札者）

住 所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

氏名又は名称

及び代表者名 長野 太郎

実印

入札日を記入してください。

私は、下記の者を代理人と定め、令和 〇 年 〇 月 〇 日に行われる次の物件の一般競争入札による売却に関する一切の権限を委任します。

記入日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

物件番号、所在地番、地目、面積について確認してください。

・ 物件の表示

物件番号	所在地番	地目	面積 (㎡)

受任者（代理人）

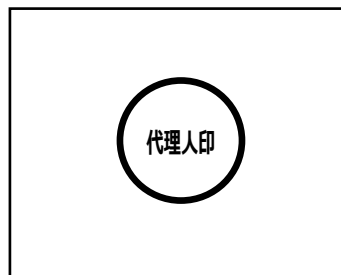
受任者（代理人）の住所、氏名を記入し認印を押印（スタンプ印不可）してください。

住 所 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

氏 名 長野 花子

代理人使用印鑑

スタンプ印不可



様式第10号（第15号関係）

“1”と記入してください

**入札書記載例 1**

（入札者本人が入札する場合）

入 札 書（第 1 回）

入札日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

（宛先）長野市長

入札参加申込書記載の住所、氏名を記入し実印を押印してください。法人の場合は入札参加申込書記載の住所、名称及び代表者名を記入し代表者印を押印してください。

入 札 者

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

長野市大字鶴賀緑町1613番地

代 理 人

住 所  
氏 名

長野 太郎

実印

長野市契約規則、入札案内書及び現場等熟知のうえ下記のとおり入札しました。

記

物件番号、所在地番、地目、面積について確認してください。

入札に付す物件

物件番号	所在地番	地目	面積（㎡）

入札金額を記入してください。金額の訂正は無効となります。

入札金額

金	円也
---	----

（備考）

- 1 入札者が個人の場合は住所氏名を記載のうえ実印を押印し、法人の場合は法人の住所名称及び代表者の氏名を記載のうえ代表者印を押印してください。
- 2 代理人による入札の場合は、入札者の住所氏名を記入（押印不要）し、代理人の住所氏名を記載押印してください。
- 3 入札金額は、算用数字をもって消し難いもので記載してください。
- 4 入札金額は、訂正しないでください。
- 5 入札年月日は、入札の日を記載してください。

様式第10号（第15号関係）

**入札書記載例 2**

（代理人が入札する場合）

“1”と記入してください

入 札 書（第 1 回）

入札日を記入してください。

令和〇年〇月〇日

（宛先）長野市長

入札参加申込書記載の住所、氏名を記入してください。法人の場合は入札参加申込書記載の住所、名称及び代表者名を記入してください。（登録印の押印は不要です）

入 札 者

住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地

氏名又は名称

押印不要

及び代表者名 長野 太郎

代理人の方の委任状記載の住所、氏名を記入し認印（委任状に押印したものと**同じもの**）を押印してください。

代 理 人

住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地

氏 名 長野 花子

代理人印

長野市契約規則、入札案内書及び現場等熟知のうえ下記のとおり入札しました。

記

物件番号、所在地番、地目、面積について確認してください。

入札に付す物件

物件番号	所在地番	地目	面積（㎡）

入札金額を記入してください。金額の訂正は無効となります。

入札金額

金	円也
---	----

（備考）

- 1 入札者が個人の場合は住所氏名を記載のうえ実印を押印し、法人の場合は法人の住所名称及び代表者の氏名を記載のうえ代表者印を押印してください。
- 2 代理人による入札の場合は、入札者の住所氏名を記入（押印不要）し、代理人の住所氏名を記載押印してください。
- 3 入札金額は、算用数字をもって消し難いもので記載してください。
- 4 入札金額は、訂正しないでください。
- 5 入札年月日は、入札の日を記載してください。

市有財産売買契約書（例）

収入  
印紙

売主 長野市（以下「売主」という。）と買主 ○○ ○○（以下「買主」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（目的及び売買物件）

第1条 売主は、売主の所有する末尾記載の土地を買主に売払い、買主はこれを買受ける。

2 本契約において売買物件とは、前項に規定する土地をいう。

（売買面積）

第2条 売買面積は、地積測量図に基づく実測面積による。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金\_\_\_\_\_円とする。

（契約保証金）

第4条 買主は、本契約締結と同時に、契約保証金として金\_\_\_\_\_円を売主に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 売主は、買主が第5条第1項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第1項の契約保証金を買主に還付するものとする。ただし、買主は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、売主に事前に申し出ることができる。この場合、売主は同項の契約保証金を第5条第2項の定めにより処理する。

5 売主は、買主が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を売主に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 買主は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金\_\_\_\_\_円を売主の発行する納入通知書により納期限までに売主に支払わなければならない。

2 売主は、買主が前条第1項に定める契約保証金を第3条に定める売買代金の一部に充当するよう売主に申し出て、かつ、売買代金から契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当する。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を納付した時に売主から買主に移転する。

（所有権の移転登記）

第7条 売主は、第6条の規定により、売買物件の所有権が移転した後すみやかに所有権移転登記を所管法務局へ嘱託する。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他一切の経費は、すべて買主の負担とする。

3 売主は、所有権移転登記が完了した後ただちに、買主に引渡書、登記識別情報通知及び登記完了証を引渡さなければならない。

4 買主は前項に規定する書類の引渡しを受けたときは、ただちに引受書を売主に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件は、第6条の規定により売買物件の所有権が買主に移転したときに、売主から買主に引渡しがあったものとする。

（公租公課等の負担）

第9条 第8条に規定する売買物件の引渡し後においては、売買物件の公租公課その他の賦課金及び売買物件の使用に要する一切の費用は、買主の負担とする。

## (危険負担)

第10条 買主は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、売主の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

## (契約不適合)

第11条 売主は、売買物件を現状有姿で買主に引き渡すものとし、買主は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、買主は、売主に対して履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、協議を申し出ることができる。

## (契約の解除)

第12条 売主は、買主が次のいずれかに該当するときは、買主に対し催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 買主が本契約に定める義務を履行しないとき。
  - (2) 買主（買主が法人もしくは共同買受人であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が共同買受人である場合にはその構成員を、また、買主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (3) 買主が、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用として使用したとき。
- 2 売主が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除する場合には、書面をもって買主に通知する。

## (返還金等)

第13条 売主は、第12条に定める解除権を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 売主は、解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 売主は、解除権を行使したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

## (用途制限)

第14条 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途に供してはならない。

- 2 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、及び第2条第6号に規定する暴力団員の用途に供してはならない。
- 3 買主は、売買物件を、土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和に支障を及ぼす用途に供してはならない。
- 4 その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途に供してはならない。

（売買物件の譲渡等）

第15条 買主は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、第14条に定められた義務を、その譲渡人又は賃借人に承継させなければならない。

（実地調査等）

第16条 売主は、第12条、第14条及び第15条に定める事項について必要があると認めるときは、買主に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、買主は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてならない。

（違約金）

第17条 買主は、第14条及び第15条に定める義務に違反したときは、売主に対し、売買代金の3割に相当する額の違約金を支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第20条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

（買主の原状回復義務）

第18条 買主は、売主が第12条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 売主は買主が前項の義務を履行しないときは、買主に代わって売買物件を引渡し時の原状に回復する。この場合において、売主が引渡し時の原状に回復するために要した費用はすべて買主の負担とする。
- 3 買主は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失またはき損しているときは、契約解除時の時価により、滅損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。また、買主の責に帰すべき事由により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。
- 4 買主は、第7条に規定する売買物件の買主への所有権移転登記後において、第1項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに、所有権抹消登記承諾書、印鑑証明書その他売買物件の売主への所有権抹消登記に必要な書類を売主に提出しなければならない。

（不可抗力による契約の失効）

第19条 売主及び買主双方の責に帰さない事由により、本契約に規定する条項の履行が不能となったときは、本契約はただちに失効するものとする。この場合において、売主及び買主は、相互に損害賠償の責を負わないものとする。

（損害賠償）

第20条 買主は、本契約に定める義務を履行しないため売主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

- 2 買主は第12条の規定により本契約を解除されたことによって買主に損害が生じても、売主に対してその賠償を請求できない。

（返還金の相殺）

第21条 売主は、第13条の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第18条及び第20条の規定により売主に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部を返還する売買代金と相殺する。

（契約の費用）

第22条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、買主の負担とする。

(容認事項)

第23条 買主は、次の各号に掲げる事項を容認したうえで売買物件を買受けるものとする。

- (1) 土壌調査を行っていないため、土壌汚染の有無は不明であること。
- (2) 埋設物調査を行っていないため、地下埋設物の有無は不明であること。
- (3) 地盤調査を行っていないため、地盤の硬軟は不明であること。

(残置物の所有権放棄)

第24条 売買物件の引渡し後、売買物件に残置する工作物、備品その他一切の物について、売主はその全ての所有権を放棄し、買主が任意に撤去処分等を行うことができることとする。

(管轄裁判所)

第25条 本契約から生じる法律関係に基づく一切の訴訟は、すべて売主の所在地を管轄区域とする長野地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(信義則)

第26条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第27条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、売主と買主が誠意をもって協議し決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売 主 住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
氏 名 長野市  
長野市長 荻原健司

買 主 住 所(所在地)

氏 名(名 称)

売買物件の表示

土地の表示

所 在	地 番	地 目	地 積 (公簿面積)	地 積 (実測面積)
長野市松代町東条字東屋地	2382番1	宅地	2822.68㎡	2822.68㎡
長野市松代町東条字中屋地	2480番2	宅地	1658.91㎡	1658.91㎡

## 市有財産売買契約書 (例)

収入  
印紙

売主 長野市（以下「売主」という。）と買主 ○○ ○○（以下「買主」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（目的及び売買物件）

第1条 売主は、売主の所有する末尾記載の土地及び建物を買主に売払い、買主はこれを買受ける。  
2 本契約において売買物件とは、前項に規定する土地及び建物をいう。

（売買面積）

第2条 売買面積は、土地については不動産登記簿上の公簿面積、建物については未登記であるため売主の公有財産台帳の床面積とする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、土地金\_\_\_\_\_円、建物金\_\_\_\_\_円、合計金\_\_\_\_\_円とする。  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額\_\_\_\_\_円

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、非課税分を除く売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 買主は、本契約締結と同時に、契約保証金として金\_\_\_\_\_円を売主に納付しなければならない。  
2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。  
3 第1項の契約保証金には利息を付さない。  
4 売主は、買主が第5条第1項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第1項の契約保証金を買主に還付するものとする。ただし、買主は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、売主に事前に申し出ることができる。この場合、売主は同項の契約保証金を第5条第2項の定めにより処理する。  
5 売主は、買主が第5条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を売主に帰属させることができる。

（売買代金の納付）

第5条 買主は、第3条に定める売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金\_\_\_\_\_円を売主の発行する納入通知書により納期限までに売主に支払わなければならない。  
2 売主は、買主が前条第1項に定める契約保証金を第3条に定める売買代金の一部に充当するよう売主に申し出て、かつ、売買代金から契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当する。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金を納付した時に売主から買主に移転する。

（所有権の移転登記）

第7条 売主は、第6条の規定により、売買物件の所有権が移転した後すみやかに売買物件の土地について所有権移転登記を所管法務局へ嘱託する。  
2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他一切の経費は、すべて買主の負担とする。  
3 売主は、所有権移転登記が完了した後ただちに、買主に登記識別情報通知及び登記完了証を引き渡さなければならない。  
4 買主は前項に規定する書類の引渡しを受けたときは、ただちに引受書を売主に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件は、第6条の規定により売買物件の所有権が買主に移転したときに、売主から買主に引渡しがあったものとする。

2 買主は、引渡し後速やかに自らの負担において未登記家屋所有者変更届を長野市資産税課へ届け出するものとする。

(公租公課等の負担)

第9条 第8条に規定する売買物件の引渡し後においては、売買物件の公租公課その他の賦課金及び売買物件の使用に要する一切の費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

第10条 買主は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、売主の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売主に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約不適合)

第11条 売主は、売買物件を現状有姿で買主に引き渡すものとし、買主は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、履行の追完請求、売買代金の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、買主が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、買主は、売主に対して履行の追完、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、協議を申し出ることができる。

(契約の解除)

第12条 売主は、買主が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 買主が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 買主（買主が法人もしくは共同買受人であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が共同買受人である場合にはその構成員を、また、買主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 買主が、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業として使用したとき。

2 売主が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除する場合には、書面をもって買主に通知する。

(返還金等)

第13条 売主は、第12条に定める解除権を行使したときは、買主が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売主は、解除権を行使したときは、買主の負担した契約の費用は返還しない。

3 売主は、解除権を行使したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(用途制限)

第14条 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途に供してはならない。

2 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団、及び第2条第6号に規定する暴力団員の用途に供してはならない。

- 3 買主は、売買物件を、騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和に支障を及ぼす用途に供してはならない。
- 4 その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途に供してはならない。

(売買物件の譲渡等)

第15条 買主は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、第14条に定められた義務を、その譲渡人又は賃借人に承継させなければならない。

(実地調査等)

第16条 売主は、第12条、第14条及び第15条に定める事項について必要があると認めるときは、買主に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、買主は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてならない。

(違約金)

第17条 買主は、第14条及び第15条に定める義務に違反したときは、売主に対し、売却金額の3割に相当する額の違約金を支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第20条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(買主の原状回復義務)

第18条 買主は、売主が第12条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 売主は買主が前項の義務を履行しないときは、買主に代わって売買物件を引渡し時の原状に回復する。この場合において、売主が引渡し時の原状に回復するために要した費用はすべて買主の負担とする。
- 3 買主は、第1項ただし書の場合において、売買物件が滅失またはき損しているときは、契約解除時の時価により、滅損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。また、買主の責に帰すべき事由により売主に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。
- 4 買主は、第7条に規定する売買物件の買主への所有権移転登記後において、第1項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主に指定する期日までに、所有権移転登記承諾書、印鑑証明書その他売買物件の売主への所有権移転登記に必要な書類を売主に提出しなければならない。

(不可抗力による契約の失効)

第19条 売主及び買主双方の責に帰さない事由により、本契約に規定する条項の履行が不能となったときは、本契約はただちに失効するものとする。この場合において、売主及び買主は、相互に損害の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第20条 買主は、本契約に定める義務を履行しないため売主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

- 2 買主は第12条の規定により本契約を解除されたことによって買主に損害が生じても、売主に対してその賠償を請求できない。

(返還金の相殺)

第21条 売主は、第13条の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第18条及び第20条の規定により売主に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部を返還する売買代金と相殺する。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、買主の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 本契約から生じる法律関係に基づく一切の訴訟は、すべて売主の所在地を管轄区域とする長野地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(信義則)

第24条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第25条 本契約に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、売主と買主が誠意をもって協議し決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 住所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
氏名 長野市  
長野市長 荻原健司

買主 住所(所在地)

氏名(名称) 印

売買物件の表示

土地の表示

所在地	地番	地目	地積 (公簿面積)	地積 (実測面積)
長野市戸隠豊岡字銚子口	10381番12	原野	690㎡	—

建物の表示 (長野市公有財産台帳)

所在地番	棟用途/構造	床面積	備考
長野市戸隠 豊岡字銚子口	集会所・会議室/木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 110.43㎡ 2階 69.42㎡ 合計 179.85㎡	未登記